

## 平成29年度第3回技術委員会（方法書第2回審議）及び追加提出の意見に対する都市計画決定権者等の見解

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
1	全般	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書の段階で、この構造ならこういう調査を更にすべきということを意見しても、全く新規の調査は簡単にできない事を考慮すれば、準備書より早い段階の道路構造が固まった際に図面を出してもらいたいと意見を述べている。</li> <li>・住民のために最大限の環境保全をするという姿勢で、できる限りのことをすることがアセスの基本精神である。法や条例の制度上、次は準備書なので準備書の段階で出せばいいということではなく、了承できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改めて事業者と相談をして、正式に回答させていただきますが、前向きに、ルート構造の進捗に合わせた形でその提示の方法について検討していきたいと考えています。</li> <li>【事後回答】</li> <li>・今後、現地調査を行い、その結果を踏まえルート・構造等を検討し、都市計画手続きにおいて、都市計画の原案を住民に提示し、意見を伺いながら決定していきますが、この検討の進捗に応じ、準備書の前段階で提示します。</li> </ul>
2	全般	山室委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回審議までにルートや方法（工事時期を含む）を確定した資料を提示していただきたい。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、現地調査を行い、その結果を踏まえルート・構造等を検討し、都市計画手続きにおいて、都市計画の原案を住民に提示し、意見を伺いながら、決定していきます。現段階でルート・構造等をお示しすることは困難ですが、検討の進捗に応じ、準備書の前段階で提示します。</li> </ul>
3	事業計画	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回資料3の事後回答として、ルート、構造を検討している段階と多数記載されている。前回の現地調査の際に、他の2案と比べて山側ルート案がいいと住民から意見があったという資料を示してもらったが、自分の所に道路が通ると思っていなかった住民の方々もいたと思う。</li> <li>・ルート、構造がわからないでどうやって住民の方々から合意を得たのかということに疑問がある。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に山側ルートということは決まっていて、地図に幅で示されている中のどこを通るかがまだ決まっていないという意味で、今から比較案の現道拡幅ルートに変わる可能性が残っているという意味ではないということではないか。</li> <li>・構造というのは、例えば現在の地面より高い場合に盛り土にするのか、高架にするのかとか、低い場合にトンネルを掘るのか、切り土にするのかということ今検討しているということか。また、水平方向は、500mよりも外に動くわけではないという理解でいいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルートについては、3ルートで比較検討する中で、現道の問題点や解消の程度を示した上で、住民意見を踏まえ、住民の問題意識が一番解決される山側ルートを選定しました。その後、関東地方小委員会において審議を行い山側ルートに決定しています。</li> <li>・昨年11月に山側ルートで対応していくという方針を決定していますので、第2回審議資料3に記載しているルート構造の検討は、山側ルート500mのルート帯の中での検討となります。</li> </ul>
4	事業計画	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意見を聴取する際に、山側ルートであれば静かな所に騒音が発生するという負の影響を明らかにせず、現在困っている交通量の問題だけを解消するのであれば3つの案で山側ルートが一番だという聞き方をしたように思える。地下水への影響を考えれば、現道拡幅が一番影響が少ないはずである。</li> <li>・3案を示す際に負の影響を示さずに、この山側ルートが決まったとすると、より厳しく環境影響をみていかなければいけない。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響を審議するに当たって、ルート選定の際にどういうことを根拠にしたのかということ、重要な判断の要素になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に意見を伺うアンケートの際は、生活環境、自然環境等の環境への影響について、各案における環境負荷の程度の評価結果を示して行いました。</li> <li>・そのアンケートでは、方法書本編3-7の表を示して行いました。</li> </ul>
5	大気質	鈴木委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル内に換気塔を作る予定はあるか。</li> <li>・トンネル出口に住民が住んでいるため、特に配慮が必要になるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在想定しているトンネル構造の延長であれば換気塔を設ける規模ではなく自然換気に対応可能と想定しています。</li> <li>・方法書においては、予測は環境影響を受けるおそれがあると認められる地域ごとに予測評価を行いますと記載していますが、予測にあたっては、道路環境影響評価の技術手法に基づき、トンネル抗口付近の地域についても、トンネルからの影響を含めて予測評価を行ってまいります。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
6	騒音	野見山委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静穏な環境にある老人保健施設、住居の近隣に道を作るという観点からいうと基準を守るだけでなく、その基準よりも厳しめに対応する必要がある。高齢者の場合には、睡眠が通常浅めのため、配慮いただきたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に老人保健施設であれば、通常環境基準よりも厳しい制約がかかるという認識をもってもらいたいという趣旨の発言である。それに対して今回の回答は、基準や地域指定を踏まえて整合性をみるということしか記載されておらず、これでは十分と言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者としては、基本的に法令等を基づき、環境基準及び県で定めた類型指定に従い評価をしていきますが、このような配慮すべき施設については、その施設を対象に予測評価を行い、影響を明らかにするとともに、基準遵守の姿勢だけでなく、実行可能な範囲内でできる限り保全対策を検討していきたいと考えております。結果につきましては、準備書の段階で示していくことになります。</li> </ul>
7	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トンネルから明かり部が変わる計画の箇所では、静寂になる夜間から深夜にかけて往來の車輛における騒音伝搬の影響が考えられることから、「明かり部」の位置の検討が必要である。その他にもあることから、明かり部により周辺地域の環境影響が考えられる場合には、「適正な位置や長さ」の検討が必要である。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、現地調査を行い、その結果を踏まえルート・構造等を検討し、都市計画手続きにおいて、都市計画の原案を住民に提示し、意見を伺いながら決定していきます。ルート・構造の検討に際しては、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面にも配慮して行います。</li> <li>・ このルート・構造等の検討結果から、同地域が明かり部になる場合には、道路環境影響評価の技術手法に基づき、その明かり部地域を対象に、予測評価を行います。</li> </ul>
8	低周波音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の段階でトンネルができることは決まっているわけで、掘っていくことになる土質、地質は当然把握しているのではないかと。であれば、トンネルを作る時の工法というのは、軟弱ならNATM、岩が出てきたら発破をかけるといったことはそれなりに想定できると思う。</li> <li>・ 事業実施段階において、環境保全に十分に配慮するのは当たり前である。NATMを想定するのであれば、工事車両が入ってくる時の音に対する保全対策はどうするのかといった事を具体的に述べてもらいたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少なくとも、騒音、振動、低周波音に関しては、発破をする場合が最も影響があるというのが一般的な考え方であるので、発破をする前提で提出いただくのがアセスの精神に沿ったものである。</li> <li>・ 今ある予備的な情報の中で環境負荷の最大を想定するという形でいいので、発破をした場合はこのような予測となるということは必要である。どこまで対応できるかを次回の委員会で説明いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、地質調査等を行い、地質状況を詳細を把握した上で、ルート・構造、施工方法等を検討していきますので、現段階では、施工方法はまだ決定していないと回答をさせていただきました。</li> <li>・ 通常、トンネルを施工する際に発破等を行う際は環境保全の観点から抗口付近に防音施設を設置しますので構造、工法の詳細が明確になった事業実施段階で、対策を検討し、周辺への影響について保全していくことを考えています。計画が確定した時点で、保全対策等を検討させていただきたいと考えております。</li> <li>・ 最も環境負荷の大きくなる条件を想定した予測評価を行うということを前提として考えておりますので、現在不確定なものについてもそれを想定した評価をしていきたいということで事業予定者に求めていると思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <p>次回、回答いたします。</p>
9	低周波音	塩田委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価を行う項目及びその選定理由の中の項目における低周波音で、工事の実施：トンネル工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用：道路（嵩上式）の存在には、印（例：○、●）を付けることが必要である。特に、道路（嵩上式）構造が、鋼構造や箱型の可能性がある場合には、低周波音の影響も想定されることから検討が重要となる。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <p>次回、回答いたします。</p>
10	水質	鈴木委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨時の調査については、降雨量にも差があるため複数回行うべきではないか。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質調査は、技術手法において、年間の変動状況を把握するため、「原則として、月1回、1年以上実施する。なお、降雨時の状況が含まれる調査を行えるときに望ましい」とされており、平水時には月1回の年間12回の調査を行うこととしています。降雨時については、「降雨時の状況が含まれる調査を行えるときに望ましい」との技術手法を踏まえ、1回の調査を予定しておりましたが、年間の変動状況を把握するため、渇水期、豊水期の2回の調査を行います。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
11	水質	野見山委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨量は差異があつて、多いときも少ないときもあるが、それを月一回でカバー出来るのか。濁水の影響を見る場合には、複数回の測定が必要なのではないかという趣旨で述べているため、技術手法では「降雨時の状況が含まれる調査を行えるとさらに望ましい」とされているため1回実施するという回答では納得できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術手法においては、年間の変動状況を把握するために12回行うとされており、雨が降った時には調査ができれば望ましいという記述がある中で、望ましい論を考えて一回の調査としております。現在は、そのような予定をしておりますが、これについては持ち帰って次回回答をさせていただければと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NO.10の回答のとおりです。</li> </ul>
12	水質	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川敷の中に橋脚を立てるような橋梁構造が発生する可能性もあるのか。</li> <li>・環境保全の観点からいえば河川に橋脚を立てるかどうかは大きな違いがあり、それによって予測評価の結果は大幅に変わる。ルートや道路構造が決まった段階で中間的な報告を上げていただかないと、この委員会として適切な意見提示ができないので、是非配慮していただきたい。</li> <li>・特に河川に対しては、どこに橋脚が立つかということは極めて重要な影響の違いが出てくる要因になるので、できるだけ早いタイミングで明らかにして、中間的であっても報告をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上川等については、事業実施区域が通過します。現在、河川への橋脚設置を含めてルート・構造を検討しておりますが、河川への橋脚設置の可能性も否定できませんので、水質については水底の掘削に関し、水の濁り、汚れを予測評価します。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、現地調査を行い、その結果を踏まえルート・構造等を検討し、都市計画手続きにおいて、都市計画の原案を住民に提示し、意見を伺いながら決定してまいります。この検討の進捗に応じ、準備書の前段階で提示することを検討します。</li> </ul>
13	水質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書では、水の濁りの評価は浮遊物質質量等によるとあるが、この等には何が含まれるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、想定しているのは浮遊物質質量と濁度です。</li> </ul>
14	水質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富栄養化について、調査、評価、予測をしてもらいたい。</li> <li>・湖そのものの富栄養化に対する予測評価は困難としても、工事現場から排出されるものに対する予測評価はできるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水底の掘削の工事に関しては一般的に仮締切を行って、汚れや濁りが生じないように工事を行うこととしておりますので、仮に影響があるとしても事業地周辺に限られると考えています。したがって、諏訪湖に至るまでに富栄養化が生じるような影響は少ないと考えておりますので、汚れと濁りは事業地周辺で調査、予測、評価を行います。広域的に拡散することは考えにくいので現段階では富栄養化の予測評価までは考えておりません。</li> <li>・基本的には、工事から出る濁水の濁り、コンクリートから出るアルカリの汚れの影響は最小限にとどめて行きますので、それにより富栄養化に対して影響は少ないと想定しています。準備書にどこまで書けるか、どこまで予測評価できるのかということ、持ち帰りまして次回回答したいと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内での工事において仮締切内で発生する濁水等は、濁水処理、中和処理を行った上で、施工管理の一貫として、工事排水の水質調査を行い、排水基準に準拠して排水することから、富栄養化への影響についてはほとんどないと考えられるため、予測評価は行いません。</li> </ul>
15	水質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル掘削に対する濁水の処理はどのような対策を行うのか、土壌汚染対策法の汚染物質への対策と影響調査をしっかりとっていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネルから出てくる濁水については、トンネル工事の実施に伴う水の濁りについて予測評価を行います。ですので、濁水がどのように処理されて、それがどのような影響になるかを予測、評価します。トンネルの発生土については、土壌汚染対策法に基づき適切に対応をします。</li> </ul>
16	水象 (地下水)	鈴木委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水月公園付近の下諏訪町の浄水場は、表流水、地下水のどちらを利用したものか。地下水であれば影響が想定されるため確認したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回、回答いたします。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下諏訪町に確認したところ、上水道第一配水池は、実施区域より東側の山地内に流れる東俣川を主な水源としており、表流水を利用した施設になります。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
17	水象 (地下水)	鈴木委員	【第1回審議追加意見】 ・対象事業実施区域終点側に地下水の調査地点が設定されていないが、トンネル、嵩上げ式を問わず地下を掘削することによる地下水への影響が想定されるため、追加すべきではないか。	・追加する方向で検討します。 【事後回答】 【資料1-1：追加の地下水調査範囲（案）】
18	水象 (地下水)	鈴木委員	【第1回審議追加意見】 ・地下水の調査範囲が狭いのではないか。 ・地下水を把握して下流側でも行うべきでないか。	・方法書での現地調査地点は、最低限の範囲として、トンネル構造と想定される事業箇所におけるボーリング調査、地下水調査を示しています。一方、本地域周辺では、温泉源泉、酒蔵もあり、諏訪市、下諏訪町では上水道に地下水を利用しています。そのため、周辺地域においては、既存井戸等を活用して調査を行い、地域全体の地下水の連動性を把握し、この結果を踏まえ、事業影響を予測評価していくことを考えています。なお、現在は、調査計画を立案している段階であり、国土交通省の内部で設置している技術検討委員会の学識者に意見を伺いながら、対応してまいります。
19	水象	山室委員	【第2回審議】 ・本事業は漁業権がかかっている上川を通過するが、方法書に漁業に対する影響の記載がない。ルート構造等が不明のため方法書には記載がないということなのか、漁業者の方々への聴き取り等を行ったのかについて、確認させていただきたい。	・漁業権の権利状況は、方法書の4-2-15~16ページに上川等の情報を記載しています。漁業関係者との調整は、現段階では実施していません。 ・現段階は、500mのルート帯が決定した段階であり、今後、このルート帯の中でルート・構造を検討していきますが、決定していく段階で、住民の方々に御意見を伺うと同時に、漁業関係者の方々にも説明し、御要望を聞きながら検討していきます。
20	地形・地質	梅崎委員	【第2回審議】 ・ルート選定で断層帯を避けられている部分もあるが、いくつか横切っている部分もある。土砂災害特別警戒区域とルートが重なっている部分もある。詳細なルートの選定、トンネル、橋梁などの道路構造の選定に際してこういったことを十分に考慮して、なるべく早く決定していただきたい。 ・更に、下諏訪町の区域についても同様の内容を示していただきたい。	・下諏訪町についても、確認させていただきます。 【事後回答】 ・【資料1-2：（下諏訪町総合ハザードマップ）】
21	地形・地質	富樫委員	【第2回審議】 ・地形・地質には、他の予測項目を適切に行うための基礎的な情報という側面がある。 ・予測評価をするために必要十分な調査がなされるかわかるように示してほしい。例えば地下水であれば、地下水のための水理地質調査としてきちんとしたものが計画されていることがわかるように示してほしい。  (片谷委員長) ・2回審議資料3の17番には、地質縦断図も早めに提示してもらいたいとの要望もあります。	・調査手法等については、方法書の8-18ページに示すとおり地下水の状況を確認するため、ボーリング調査を実施し、地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況を把握していきます。 ・この調査の中で地質の状況を把握し、地質の状況の改変や変化状況等を踏まえて、動植物、生態系、地下水の予測評価を行っていきたいと考えています。調査方法は、ここに示してあるとご理解いただければと思います。 【事後回答】 ・地質縦断図につきましては、現地調査、ルート・構造の検討の進捗に応じ、準備書の前段階で提示します。
22	地形・地質	富樫委員	【第2回審議】 ・第2回審議資料3の18番の回答には、地盤の安定性に対する見解がないがどのような扱いとなるのか。	・地盤の安定性については、「地形及び地質等の改変や変化等を考慮して」という言葉の地質等の中に含まれています。地盤の安定性等も含めた変化も考慮して予測評価をしていきたいと考えてます。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
23	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の安定性、災害防止の観点できちんとした計画になっているかどうかといった説明が必要なのではないか。その部分はどこで評価するのか。</li> <li>・設計ではもちろん考慮してもらいたいが、事業に対する住民の懸念について、十分に説明し、理解しやすい図書を作成するという事はアセスの趣旨である。詳細設計の前の段階で可能な限り、アセスの調査の中できちんと考慮されているということを示していただきたい。</li> </ul> <p>(梅崎委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の案件については、土地の安定性として土砂災害、地すべりといったことについても予測評価をしてきている。環境影響評価項目として、土地の安定性を選定し、水質、大気質等と同等に扱って欲しいというのが富樫委員の意見の趣旨である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断層や急傾斜地の崩壊などの脆弱な地形地質に対する安全面は、事業実施段階において詳細な地質調査を改めて実施し、その結果を踏まえ、地質の状況に応じて、安全面に配慮した実施設計、施工方法を検討していきたいと思っています。事業者としては、安全面に対しては設計で対応していきたいと考えています。</li> <li>・次回、回答させていただければと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の安定性、災害防止に関する対応については、以下に示すとおり、アセスメントで実施する現地調査結果を踏まえ、安全面に配慮した実施設計、施工方法等を検討していきます。</li> <li>・地すべり危険箇所等への対応については、方法書の8-18ページに示すボーリング調査の他、既存文献や物理探査調査により、事業地の地質（地質縦断図）を把握します。この地質状況を踏まえルート・構造を検討するとともに、トンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価します。この結果、トンネル掘削により地山が緩み、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、「トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[山岳工法編]・同解説」（土木学会）に基づき、トンネル掘削の補助工法等を検討し、採用します。また、施工管理の一貫として、工事中は、計測管理等を行いながら工事を実施します。これらの内容は準備書に記載します。</li> </ul>
24	動物	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮縮切は水底で工事する場合は締め切って濁水が下流にいかないように措置するという理解でいいか。魚が川と認識するのは流れがあるかどうかで、締め切ってしまうと流れが認識できなくなり、遡上しなくなる。</li> <li>・去年、ワカサギが大量死したが、川に逃げ込んだワカサギは助かっている。万が一、工事の際にこのようなことが発生すると川と認識できずワカサギが遡上しない、川の水量が減少し貧酸素に影響するといったことが考えられる。</li> <li>・工法が決まっていないため、様々な点について意見を述べるのが難しい。工法が決まってからでは手遅れになるので、早めに工法を決めていただきたい。そして、方法をきちんと示していただきたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷を最小化するという設計を可能な範囲で行うということを今の段階ではお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮縮切りによる橋脚設置工事は川幅全てをせき止めることはしません。基本的には、流量を確保するという前提で仮縮切を小さな範囲で行い、橋脚工事を行う工法をとります。また、濁水期に工事を行うよう配慮してまいります。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、現地調査を行い、その結果を踏まえルート・構造等を検討し、都市計画手続きにおいて、都市計画の原案を住民に提示し、意見を伺いながら決定していきます。現段階でルート・構造等をお示しすることは困難ですが、検討の進捗に応じ、準備書の前段階で提示することを検討します。</li> </ul>
25	動物	鈴木委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物は250m程度を調査範囲としているが、底生動物についてはその範囲を超えた河川の下流まで影響が想定されるため、調査範囲として不十分ではないか。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省の道路事業において、橋梁工事で水底の掘削を行う場合、一般的に仮縮切による工事により直接流水に接地しない工法等を採用しています。また、工事による濁水の排水にあたっては、沈砂池、処理施設を設置・浄化した後に、公共用水域に流すなど、河川に影響を与えないよう十分配慮しています。このように、本事業においても、実行可能な範囲で回避、低減した配慮を行うため、事業影響は、事業地周辺に限られるものと考えています。</li> <li>・底生動物の調査範囲は技術手法を基に、事業実施区域から250mの範囲を対象を行う予定です。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
26	動物 植物	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回審議資料3-4で底生生物は河川のポイントをピックアップしているが、昆虫や植物は250mの赤色の範囲を全て調査するのか。例えば、11ページの調査地点候補が赤の点で示されているが、ここがトンネルの上か、明かり部なのかによって、随分変わってくる。</li> <li>・明かり部を重点的に調査するというので地点を決めていただきたい。そういったことを併せて地図に示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明かり部を中心に調査を進めたいと思います。ポイントでトラップ調査をする部分については、生態系での活用を考えているため、明かり部と整合が図られていない箇所もあります。</li> <li>【事後回答】</li> <li>・明かり部と想定される範囲との関係が分かる調査位置図を提示いたします（資料1-3）。また、哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫類について予定している直接観察・任意採集等のルートと明かり部との位置関係が分かる図面も添付いたします（資料1-4）。直接観察や任意採集等のルートについては明かり部などを重点的に調査する予定です。</li> <li>【資料1-3：調査地点案（明かり部と想定される範囲追加）】</li> <li>【資料1-4：昆虫等の直接観察等のルート案】</li> </ul>
27	動物	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上川は「環境省の生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として指定されていて、その理由はメガネサナエの存在である。どこに生息しているかをしっかり特定して調査をしていただきたい。</li> <li>・メガネサナエは琵琶湖と諏訪湖にしかいないトンボである。特に上川の中に橋梁を造るとなるとメガネサナエの幼虫の生息は厳しい。どこに生息しているかについては長野県農業大学の福本匡志教授に聞き取りを行ってほしい。十分調査をした上で、どのように対応するか考えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御紹介いただいた先生にヒアリングを行い進めていきます。調べた範囲では、産卵場所と羽化場所が異なる特徴があり、河川で産卵して、諏訪湖で羽化するような生態のようですので、この生態も含めて情報を収集していきたいと思います。</li> <li>【事後回答】</li> <li>・福本先生に聞き取りした内容について提示いたします。聞き取りの結果、福本先生が把握されているメガネサナエの産卵場所は調査対象区域外であることが確認されましたが、メガネサナエは河川の中流域で産卵するという生態特性を有するため、事業実施区域から250mの範囲内における産卵の有無について、8月中旬～9月にかけて調査を行う予定です。</li> <li>【資料1-5：メガネサナエ】</li> </ul>
28	動物	中村雅彦委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料3-4の鳥とフクロウの調査地点は、どのような意図で調査地点を選んだのか。基本的には、工事によって環境が最も変わる場所を調査地点にすべきである。</li> <li>・構造などは現時点では明らかでないとのことだが、トンネルを掘ることになる部分が一番環境が改変される場所であり、そこにどのような鳥がいて、どのような保全対策を採るのかが基本的な考えではないのか。これを見ると、各環境にどのような鳥がいるのかを調査するだけであって全く意味がない。</li> <li>・網羅的は結構だが、肝心な部分として一番環境が改変される部分のところに少なくともライントランセクトを行ってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料3-4の緑の点は定点調査であり、広域を見渡せる場所、例えば諏訪湖、あるいは上川、立石公園を定点調査地として設定しています。青い線はラインセンサスであり、ルート設定をし、歩いて出現した種を記録していき、できる限り色々な環境を網羅できるように設定しています。これ以外の赤い範囲は、昆虫と一緒に網羅できない範囲をできる限り歩いて種を記録する、その他に猛禽類調査については、踏査をかけて営巣地の特定をしていくなど、網羅的に調査を行います。</li> <li>・先ほど昆虫の話もありましたが、明かり部などの重点箇所を意識して、任意踏査でしっかり確認し、調査を進めていきたいと考えています。</li> <li>・御指摘をいただいたので次回見直しをして回答しますが、明かり部の箇所は青いラインセンサス地点が入っていると思います。</li> <li>【事後回答】</li> <li>・明かり部と想定される範囲との関係が分かる調査位置図を提示いたします。ラインセンサスルートは明かり部を含めて、様々な環境を網羅するように配置しております。また、赤いラインについては、前回提示したルートに新たに追加した部分となり、明かり部をしっかりと網羅するように配置いたしました。</li> <li>【資料1-3：調査地点案（明かり部と想定される範囲追加）】</li> <li>【資料1-6：鳥類の調査地点案】</li> </ul>
29	動物	中村雅彦委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料3-4の1ページにオオワシ調査地点が4箇所、他の猛禽類の調査地点が多数となっているがその理由は。</li> <li>・事業計画地は見通しがいいので、そんなに調査地点はいらないのではないか、そこを調査するのであれば先ほどのライントランセクトを集中してやってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猛禽類の調査地点は、過年度からの調査地点を全部載せており、青い地点のうち、出現状況に応じて、路線1キロ幅を網羅する11地点程を配置して調査をしていきます。</li> <li>・赤い地点がオオワシですが、オオワシについては諏訪湖で餌を取り、山をめぐらるとするという生態なので、少ない地点で把握できるためこのような計画になっています。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
30	植物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沈水型、浮揚型の貴重な水生植物群落が分布している渋のエゴは、諏訪湖でも最後に残された沈水型の水生植物群落の希少群落が分布している場所である。</li> <li>・上川から宮川に掛けての湖岸、河口の部分は非常に重要な水草群落がある場所なので、諏訪湖における特異な自然状況というものを考えると、事業が行われる直接の場所以外も調査ポイントとして追加できないか、再度検討いただきたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・季節変化をカバーできているかどうかが重要なので、既存資料がどの程度の頻度で行われているか、確認して次回説明いただきたい。</li> <li>・既存資料が足りない状況であれば、追加調査も検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諏訪湖については環境整備の一貫で諏訪湖に流れる31河川を対象に、環境調査を定期的に行っており既存の資料のストックがあるのでそれを活用して、対応させていただきたいということで、既存資料の収集という表現にしております。大窪委員御指摘の渋のエゴについても十分承知しておりますが、既存の資料がかなりあり、それが活用できるのではないかという判断で今回はこのような回答をさせていただきました。また、事業予定者さんと確認しますが、調査は定期的に行っていますので、それを活用できると考えています。</li> <li>・次回までに確認し、どのような調査がされているかお示しさせていただきたいと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諏訪湖における水草は、長野県水産試験場諏訪支場において、平成25年から年1回の頻度で継続的に実施されており、アサザ、エビモなど複数の水草の経年的な分布位置の変化が概ね把握されていますので、この既存資料を基に整理することを考えています。</li> </ul> <p>【資料1-7：水草類の既往調査データについて】</p>
31	人と自然との触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「周辺の人と自然との触れ合い活動の場に顕著な影響を及ぼすと判断された場合には、予測評価及び環境保全措置の検討を行ってまいります」とのことだが、この顕著とはどういう意味か。</li> <li>・人触れについても他の環境項目と同じように最も環境負荷が大きくなる条件を想定して、影響の回避又は低減をする努力をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の工事用車両ルート、仮設道路の必要性、規制の場所等を今後検討していきますが、その工事ルート規制が人と自然との触れ合い活動に対して、障害になること自体に顕著という言葉を用いています。障害になることが明らかな場合には予測評価を行い、保全措置の検討をしていくとの意味で捉えてください。</li> </ul>